

医療機関の経営強化を踏まえた診療報酬改定等を求める意見書

近年、エネルギー価格や物価の高騰、人件費の上昇が続く中で、大規模病院から中小病院、診療所に至るまで、あらゆる医療機関が厳しい経営状況に置かれている。特に急性期・高度医療を担う大病院では、高度医療機器の維持費や人件費が大幅に増加しており、多くが赤字経営を余儀なくされている。

地域の中核を担う医療機関が経営難に陥ることは、地域医療提供体制全体の崩壊につながりかねない。医療は国民の生命と健康を支える社会インフラであり、その持続可能性を確保するためには、診療報酬制度が医療機関の経済環境を的確に反映し、安定的な経営基盤を支えるものであることが不可欠である。

医療機関の経営悪化は、地域医療体制の崩壊を招き、国民の健康と命に直結する重大な問題である。国は責任を持って、医療機関全体の経営基盤を支える診療報酬制度及び財政支援策を整備すべきである。

よって、政府においては、医療現場の実態を十分に踏まえ、診療報酬改定に当たって下記の事項について実現するよう強く要望する。

記

- 1 診療報酬改定において、物価・人件費・エネルギー価格等の上昇を的確に反映する仕組みを構築すること。
- 2 診療報酬の臨時的、機動的な見直しを可能とする柔軟な制度運用を検討すること。
- 3 規模や機能を問わず、医療機関に対する経営安定化のための財政支援を拡充すること。
- 4 医療従事者の待遇改善を通じて人材確保を促進し、医療提供体制の持続可能性を高めること。
- 5 公立・公的病院に対し、地方交付税算定単価の引上げなど十分な財政措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年12月16日

内閣総理大臣

財務大臣 宛て（各通）

厚生労働大臣

衆参両院議長

水戸市議会議長 松本勝久